

別記様式第4

論文の要旨

ふりがな 氏名	きむらのぶゆき 木村信幸
論文題目	国人領主吉川氏の権力形成と城館の築造に関する研究

論文の要旨

本論文では、中世後期における領主制の進展と城館の築造・整備との関わりについて、安芸国北部に支配を展開した吉川氏を素材として考察した。第一編では、七章と補論により吉川氏権力の形成過程をたどり、小括で吉川氏の領主制についてまとめた。第二編では、吉川氏の拠った城・館、営んだ寺などについて検討し、小括で吉川氏の城館の築造の経緯・背景についてまとめた。最後に、両編の成果を基に、吉川氏権力の形成・維持・強化と城館の築造・整備とを併せて、吉川氏の領主制の進展についてまとめた。

吉川氏一族は、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけて経高の子孫が地頭として西遷し、南北朝の動乱以降の内乱の過程で、一族の各家の「惣領」のもとに「庶子等」が「一味同心」して「忠節」を致すことで幕府から各所領を安堵され、現地に城館を築いて各所領を守った。

大朝本荘の中央部にある駿河丸城は惣領地頭の経頼の子孫が築城し、枝村の内の大塚にある野田山城は経長の子孫が築き、経長曾孫の経俊が弟たちに討たれた後には経高曾孫の経見がこの家の「惣領」として継承した。大朝本荘に残る他の城もここに盤踞した一族の「当知行の標識」であったと考えられる。

南北朝の動乱で新たに大朝新荘を獲得した経見は、小倉山城を築いて当知行の標識とした。その後経見は一族の各家を「同名」（親類衆）としてまとめ、吉川氏全体の惣領の地位を確立すると、小倉山城は吉川氏の本拠城となった。本拠城の成立は、一族各家がそれぞれ庶子・譜代家人などを結集した段階から、各家を取りまとめる惣領家が確立して「家中」を形成し始め、惣庶関係を主従関係へと変えようとする段階へとステップアップしていると捉えられる。吉川氏では、前惣領が引退後も「隠居」として政務に参画し、当主の下で外交・軍事に当たるという「惣領一隠居制」を採用した。これを反映して、当主が本丸に、「隠居」が三の丸に居住したと推定される。

山頂から約350メートル南西にある小倉山西禅寺は経見の父経兼の菩提寺で、14世紀末に創建された。城の中核部へ通じる谷の入口には塔頭などの諸施設が徐々に配置されていったのであり、まさに神仏の呪術力によって城が守護されていたと推測され、小倉山城と西禅寺の一体的な在り方は軍事施設と聖地の密接な関係を示している。

その後、吉川氏は延徳2年（1490）2月以前に寺原郷を占領すると、与谷城を築いて支配するとともに山県表侵攻拠点とした。享禄2年（1529）に高橋氏が滅ぶと「家中」の高橋氏与党勢力を肅清し、それまで「同名」（親類衆）だけが就いていた「役人」に「被官」（直属家臣団）出身の森脇祐有が就任する。こうして、「同名」と「被官」が合体して一元化した「家中」が成立したのである。

天文10年（1541）の郡山合戦後、大名大内氏の軍勢によって西禅寺と小倉山城が占領され、吉川氏は滅亡の危機に瀕したが、与谷城の明渡しと出雲国尼子氏攻撃に従軍することにより許された。しかし、翌年には再び尼子氏方となつたため、大内氏から領主権を否定され「吉川所帶」は毛利元就に与えられた。吉川氏は、隠居の祖父国経及びその娘である元就の妻（戒名は成室妙玖）の仲介により領主権の回復を図つたが、両人の相次ぐ死去により当主興経は同年14年（1545）頃、大朝新荘と山県表の境目に位置する日野山に日山城を築いて本拠を移し、新たな山県表侵攻拠点とした。これは、尼子氏と連携して大内氏・毛利氏と対決する意思を示したことにして他ならなかつた。

吉川氏家中では興経与党と反興経派とに分裂したが、毛利元就次男の元春が興経の跡を継ぐこととなった。天文18年（1549）4月、大内義隆は元春の家督相続を認め、安芸国衆吉川家は領主権を回復した。元春は天文12年（1543）に兄毛利隆元から加冠されて「元」字を拝領し、翌年12月には叔父（元就異母弟）の北就勝と契約を交わし高橋北氏を相続していた。元春は、隆元の臣下のまま毛利氏親類衆の高橋北氏と国衆吉川氏の当主になったのである。

こうして元春は、高橋北氏と吉川氏が歴史的に形成してきたネットワークと情報を継承した。それは地域大名大内氏に与する領主と反大内氏方の領主の両方、つまり全ての領主との関係・情報を獲得したこと意味した。この後、毛利氏が戦国大名化すると、元春は弟の隆景が相続した小早川氏とともに、「毛利両川」としてその一翼を担う。その機能を果たす上で、高橋北氏と吉川氏を継承し、安芸国と石見国における全ての諸領主層との関係・情報を獲得したことは極めて重要なことであった。

吉川家相続後、元春は毛利氏から召し連れた元春直臣団と毛利氏与党の吉川氏家臣団とを併せて新たな権力編成に臨む。その際、実母成室妙玖の菩提寺成室寺を日山城中腹に創建することにより実母の菩提を弔うとともに、彼女の毛利・吉川両家臣団に対する影響力をを利用して円滑な権力編成・強化を図った。こうして、日山城は毛利・吉川両氏の融合・合体のシンボルへと性格を変えたのである。

元春・その長男元長の当主期に吉川領は拡大し、吉川氏は、北は日本海、南は瀬戸内海にまで及ぶ領域を有する大領主となった。中国山地の鉄・材木などの生産地、諸物資が取引される浜田・平田など港町、そして両者を結び付ける海路・水路・陸路を掌握する領主に成長したのである。この間の永禄10～11年（1567～68）に日山城は「毛利両川」の地位に見合うように大改修された。天正3年（1575）には元長の「草庵」の万徳院が日山城の南西麓に創建され、南麓には毛利元就の菩提寺日頬寺も建立された。こうして日山城の呪術性も高められた。

元春・元長が相次いで死去したため、天正15年（1587）に家督を相続した広家（元春三男、初名は経言）は、翌天正16年（1588）に毛利輝元・小早川隆景とともに上洛して豊臣秀吉に謁見し、三人そろって従四位下に叙せられた。これは宍戸元次ら国衆や穂田元清・福原元俊ら親類衆の従五位下より高位であった。広家は、天正17年（1589）極月には小田原北条氏攻撃の際の継送り任務を秀吉から直接命じられ、吉川氏の軍勢のみを率いて任務に当たった。

毛利氏惣領地後の天正19年（1591）、広家は秀吉の命令により出雲国富田城に移った。吉川氏は安芸国山県郡の所領をほぼ維持されたものの、石見国の所領を失い、出雲国東部から伯耆国西部にまたがる一円所領及び備中国北西部・隱岐国に移封されたのであった。広家は、天正16年（1588）の上洛前から日山城の威容を整える工事を行っていたが、富田移城のため日山城の工事は中途半端なまま終了した。また、「土居」に元春の菩提寺海翁寺を建立することとした。

その後、広家は秀吉の命令により朝鮮に出陣し、その労いも毛利輝元・小早川隆景とは別に秀吉から直接伝えられた。小田原北条氏攻めも文禄慶長の役でも広家は吉川氏の軍勢のみを率い、毛利氏や山陰の国衆の軍勢を統率することはなかった。広家は豊臣期の大名に位置付けられていたのであり、吉川氏の豊臣大名化によって「毛利両川」としての役割も終わったのである。

このように吉川氏の領主制の史的展開を考えると、吉川氏は国人領主から「戦国領主」・「国衆」に変化・成長したと捉えることは適切とは言えない。15世紀前半に誕生した国人領主吉川氏は、「被官」を充実させて惣領権力を次第に強化するとともに、惣庶関係を主従関係に変えて行き、遅くとも享禄5年（1532）段階には「同名」を親類衆として家臣化することに成功し、両身分秩序を一元化していたと、国人領主制の強化と捉えた方が的確である。

以上、吉川氏の権力形成過程の中に城館の築造を位置付けて、領主制の進展についてまとめた。国人領主吉川氏は、惣領家の地位の確立とともに本拠城として小倉山城を築造した。そして、支配体制である「惣領一隠居制」を整えると、それに即して城郭の整備を進めていった。それは単に軍事的な強化にとどまらず、呪術性を備えた寺院と一体化させるものであった。経見の父経兼の菩提寺西禪寺を築き、また之経の菩提寺正觀院を設け、これらの寺院で法要を催して一族を動員し、惣領の地位の維持・強化を図ったと思われる。そして、西禪寺の本末寺は、小倉山城を取り囲み、神仏の呪術力によって守護しているのである。

こうした在り方は、興経が築き、毛利元就次男の元春が相続した日山城においても継承された。日山城では、山頂の「城」に元春夫妻をはじめ権力中枢を構成する重臣や奉行人が居住し、山麓の「麓・里」に元春・元長の近習らが居住して当主の召しに備えていた。そして、山腹・山麓には元春の母の菩提寺である成室寺・元春の父の菩提寺である日頬寺・元長の「草庵」で死後に菩提寺となつた万徳院なども建立さ

れ、城郭と寺院が一体的な空間を形作ったのであった。そして、この空間は諸寺院の呪術力によって守護されたのであり、また、元春はこれらの寺院を権力編成の推進にも利用し、元長は「心清浄」の維持と現世利益の享受にも利用したのであった。

このような支配体制の構築・整備、それを機能させる城郭の築造と整備、それらを守護する寺院の創建・整備は、室町時代から戦国時代へと続く厳しい政治軍事環境の中で、吉川氏が国人領主家を築き、維持し、強化する上で必要不可欠な施策であったのである。その意味において、吉川氏城館跡の史跡指定に当たって、西禅寺・万徳院をはじめとする寺院跡を城跡・館跡とともに史跡の構成要素に加えたことは、適切であった。

また、国人領主吉川氏の成立と終焉を上記のように捉えると、国人領主と評価する指標は次のように定義できる。

- ① 一族内庶子を束ねる惣領の地位（惣領権）の確立
- ② 本拠城を構える一円所領（本領）の確保
- ③ 惣領等が国並奉公を果たしていること

備考 要旨は、日本語4,000字以内又は英語1,500ワード以内とする。